

神祇權少祐正六位上大中臣朝臣

大祐正六位上大中臣朝臣作名

權少副正六位上大中臣朝臣

散位從五位下大中臣朝臣公忠

從五位下行神祇少副大中臣朝臣作名

祭主權大副從五位下大中臣朝臣輔親

〔仲資王記〕建久五年六月十二日裏書云、

阿波國忌部久家還補氏長者下文依官人致貞申狀今日成之了件忌部者大祀之時職主荒妙御衣之氏云々致貞度々爲御使存子細之由所申也、

〔職原抄〕藤原氏長者

蒙攝政關白詔之人爲其仁仍別不及宣下也但宇治左大臣賴長公非攝關爲長者宣下之例初於此乎、

〔標註職原抄別記〕氏長者

氏長者の始は氏上なれば勅にて補せらるゝ事いはむも更なるを藤氏これを私物として攝關なれば宣旨に及ばず氏長者なりと定しを中古の人故實にうかりしゆゑに皆玄かならむと思へりしにや。○註此抄に賴長公非攝關爲長者宣下之例初於此とかせたまへるは准後○房源さばかりの博識なるをそれすら猶あやまり給へりけむとおもはれたり治左府の事ふを宣下ありて法性寺殿にかへし附られにけり上の御さたにてかくなる事の始なり。○いは此抄にはたがへり此抄にては百練沙に久安七年(七年六月譲)九月廿六日入道大相國取藤原は長者印并朱器大盤渡左大臣此間喧嘩多端に久安七年(七年六月譲)九月廿六日入道大相國忠實公なり此時法性寺忠大通公、關白になり給へるゆゑに氏長者印もともに彼方にわたらるべきよし公家に請て宣下給りて長者に補せらるべきを。

藤原氏長者